

令和5年予備試験 憲法

問題文

大手新聞社Aで記者として働いていたXは、編集方針等の違いからAを退社し、現在は、フリージャーナリストを自称し、B県を拠点に、主に環境問題について取材その他の活動を行っている。しかし、Xの取材及び発表の手段は、Aの記者だったときとは変化している。取材の手段について言えば、B県には、新聞社等の報道機関によって設立された取材・報道のための自主的な組織であるB県政記者クラブが存在するが、同クラブは、その規約上、日本新聞協会加盟社とこれに準ずる報道機関から派遣された県政担当記者のみを構成員としており、フリージャーナリストであるXは入会を認められていない。B県庁やB県警は、記者発表には、B県政記者クラブに所属する報道機関の記者のみに出席を認めているため、Xは出席することができない。また、Xの発表の場は主にインターネットとなり、自らの関心に応じて取材した内容を動画サイトに投稿し、閲覧数に応じて支払われる広告料によって収入を得ている。環境問題に鋭く切り込むXの動画は若い世代を中心に関心を集め、インフルエンサーとして認識されつつある。さらに、Xは、これまでに取材・投稿した内容に基づくノンフィクションの著作1冊を公表している。

Xは、森林破壊に関する取材の過程で、SDGsに積極的にコミットしていることで知られる家具メーカー甲が、実はコストを安く抑えるために、濫開発による森林破壊が国際的に強い批判を受けているC国から原材料となる木材を輸入し、日本国内で加工し製品化しているのではないかと考え、甲に取材を申し入れた。しかし、甲は、輸入元は企業秘密に当たるので回答できないとして、これを拒否した。そこでXは、半年前に甲を退社し、現在は間伐材を活用したエコロジー家具の工房を開いている元従業員乙に取材を申し入れた。乙は当初、「退職していても守秘義務があるから何も話せない。」と言い、取材に応じることを断っていた。しかし、Xは乙の工房に通い詰めたばかりか、乙が家族と住む自宅にまで執ように押し掛け、「あなたが甲の行為を黙認することは、環境破壊に手を貸すのも同然だ。保身のためなら環境などどうなっても良いという、あなたのそんな態度が世間に知れたら、エコロジー家具の看板にも傷がつく。それでいいのか。」などと強く迫り、エコフレンドリーという評判が低下し工房経営に悪影響が及ぶことを匂わせた。そこで乙は、最終的には、名前を仮名にすること及び画像と音声を加工することを条件に、Xの求めに応じてインタビューを受け、甲はC国から原材料を輸入していると語った。Xは、このインタビューに基づき、「SDGsを標榜する甲の裏の顔」と題する動画を作成し、動画サイトに投稿した。動画には、乙が特定されない加工が施されていたが、Xが繰り返し取材をし、取材対象者に強く証言を迫る様子が映っていた。この動画は反響を呼び、その後、マスコミ各社が後追い報道を行ったこともあって、濫開発による森林破壊に加担しているとして甲の製品の不買運動が起こるなどの影響をもたらした。

甲は、労働者との間に守秘義務契約を交わしており、同契約書には、原材料の輸入元を含む取引先の情報は守秘義務の対象となる企業秘密に含まれること、守秘義務の対象となる情報は、退職後においても、開示、漏えい又は使用しないことが明記され

ている。同契約書によれば、守秘義務に反した場合は損害を賠償することとされている。

Xの作成した動画を見た甲は、乙が情報を漏えいしたと考え、乙に対して守秘義務違反に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、その訴訟においてXを証人として尋問することを求め、裁判所はこれを認めた。Xは、証人尋問においてインタビューに応じた者の名前を問われたが、民事訴訟法第197条第1項第3号所定の職業の秘密に該当するとして、証言を拒んだ。これに対し甲は、Xの証言拒絶は認められないと主張している。

この証言拒絶について、Xの立場から憲法に基づく主張を述べた上で、それに対して想定される反論や関連する判例を踏まえて、あなた自身の見解を述べなさい。

第1 出題形式について

予備試験憲法においては、令和に入ってから、いわゆる「三者間形式」（具体的な争訟を前提とした原告主張・被告の反論・私見の論述を求める問題）は出題されておらず、端的に「憲法適合性」、「憲法上の問題点」が問われていた。ところが、令和5年の予備試験憲法では、「この証言拒絶について、Xの立場から憲法に基づく主張を述べた上で、それに対して想定される反論や関連する判例を踏まえて、あなた自身の見解を述べなさい。」という表現が用いられている。当該表現は、少なくとも令和元年から令和4年までの表現とは異なるため、「三者間形式」的な出題ということができよう。

もっとも、そのような形式であったとしても、問題文の分析の方法が変わるわけではない。多くの受験生は、三者間形式が出題された場合、「原告の主張→被告の反論→私見」という順番で、かつ、バラバラに分析、思考し、答案構成をしているものと思われる。しかし、ここで「三者間形式」における「私見」を、裁判所と読み替えてみよう。裁判所の役割は、あえて端的に言えば、原告の主張と被告の主張の対立点、すなわち「争点」について判断を示すことにある。そして、「争点」の形成については、実は憲法以外においても普段の答案作成段階で既に行っているのである。つまり、全ての科目において、「メイン論点」を構成する部分がある。この「メイン論点」については、問題の所在となる事実、及び結論が異なり得る事実が事例中に記載されている。そこにおける法律論及び事実論の対立の際に、全ての受験生が「確かに……しかし……」という流れで構成をしたことがあるだろう。

そうだとすれば、「三者間形式」における答案の構成においても、まずは、仮にその問題が「私見」としての「憲法適合性」、「憲法上の問題点」のみの出題であれば、どのような分析をして、答案構成を行うかを先行すべきなのである。そして、でき上がった答案構成の中で、自分が「メイン論点」として厚く論じようとしている部分が、原告と被告の「争点」になっているはずなのである。さらに掘り下げれば、その争点において「確かにA……しかしB」という構成になった場合、当該AとBの主張の骨子をそれぞれ原告と被告に振り分けていくことになるのである。

このようにみていくと、「三者間形式」であっても、まずは、事実を用いて、「憲法適合性」、「憲法上の問題点」について、私見として分析し、フルスケールの答案構成を作り上げることが必要であり、それができれば、争点についての原告と被告への論述の振り分けは、憲法的な難しさではなく、表現的・構成的な難しさが残るだけになる（もっとも、それに向けた訓練が必要であることはいままでもない）。まずは、この発想を確立していただきたい。そこで以下では、出題趣旨に示されている「争点」について触れた後に、本問の問いに答えるための構成を考察していきたい。

第2 出題趣旨から見る「争点」について

1 取材の自由及び取材源秘匿の憲法上の位置付けについて

- (1) まず、博多駅事件（最大決昭 44.11.26【百選 I 73】）は、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法 21 条の保障のもとにあることはいうまでもない。」と述べている。取材の自由の前提である報道の自由が憲法上保障されることについては争いが無いといっていよう。続けて、上記判例は、「このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法 21 条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。」と述べている。取材の自由は憲法上保障されないという見解と、憲法上保障されるという見解（通説といわれている。）のいずれもが存在するが、判例のいう「十分に尊重に値する」との文言が曖昧であり、判例は報道の自由と取材の自由の保障の程度について差異を設けているとみることもできる。
- (2) 取材の自由が憲法上保障されるとしても、さらに取材源を秘匿する自由が憲法上保障されるかは別の問題である。取材源の秘匿について、NHK 記者事件（最終平 18.10.3【百選 I 71】）は、「取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有する」と述べている。取材源の秘匿が憲法上保障される根拠としては様々なもの（取材源利益説・報道者利益説等）があるが、通説とされているのは、情報の自由な流通に対する公共的利益を根拠とする見解（公共的利益説）といわれている。ただし、公共的利益説については、なぜ報道機関のみが取材源を秘匿できるのかの根拠が曖昧であるし、そのような理由付けは憲法上の自由権の位置付けとも整合しないとして、取材源秘匿権自体は、21 条から導かれる憲法上の権利であるとはいえないとする見解もある。
- 2 フリージャーナリストの「報道機関」該当性について
- (1) 博多駅事件においては、NHK という報道機関に対する撮影フィルムの提出命令が問題となり、NHK 記者事件においては、NHK 記者という報道機関に携わる者の証言拒絶が問題となった。これに対し、出題の趣旨にあるとおり、本問は、フリージャーナリストの証言拒絶が問題となっている。そのため、博多駅事件や、NHK 記者事件の判例の射程が及ぶのかが一応問題となり得る。すなわち、情報通信技術の発展等に伴い、フリージャーナリストの報道活動が容易となり、社会的意義も高まってきているといえるところ、そのような観点からすると、このようなフリージャーナリストの取材活動についても、取材の自由や、取材源秘匿についての保障が認められるのではないかが問題となる。
- (2) この点について、出題趣旨においては、「報道は国民の知る権利に奉仕するもので、そのために、取材の自由は『報道機関』に対して特に認められたものである。しかし、『報道機関』の範囲をどう捉えるかは議論の余地がある。」と記載されており、フリージャーナリストが「報道機関」に当たるかという文脈で論じることになる。この部分についてはいわゆる「応用」部分であるから、取材の自由が認められる趣旨等から、短く自分の言葉でまとめることができれば（上位）合格答案になる。

なお、特定秘密の保護に関する法律 22 条は、1 項において、「この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的な人権を不当に侵害するよ

うなことがあってはならず、国民の知る権利の保障に資する報道又は取材の自由に十分に配慮しなければならない。」と規定し、続けて2項において、「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とするものとする。」と規定している。1項の趣旨は、正に、博多駅事件の判旨を具体化したものといえよう。そして、2項はこのような1項の趣旨を受けた規定であり、ここでの「出版又は報道の業務に従事する者」とは、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき、継続して行う者をいい、フリージャーナリストもこれに含まれると考えられている。これは、出題趣旨のいう「実質的に報道機関としての性質を備えているかで判断するとすれば、『報道機関』としての性質をどう捉えるか」という点の手がかりとなろうが、上記のようにこれは応用部分であるといえるので、おそらく本試験でもこの部分をしっかりと展開できている答案はほとんどないであろう。

3 フリージャーナリストの取材が正当な取材活動に該当するかについて

この点については、刑事事件のケースではあるが、外務省機密漏洩事件・西山記者事件（最決昭 53.5.31【百選 I 75】）が参考になるだろう。同判例は、「報道機関といえども……取材の手段・方法が……一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上は認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる」と述べており、この判例の射程は民事事件でも及ぶと考えてよいであろう。なお、上記の特定秘密の保護に関する法律 22 条 2 項は、上記外務省機密漏洩事件・西山記者事件の趣旨を踏まえ、出版又は報道の業務に従事する者の取材行為については、「専ら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限り」、すなわち通常の取材行為である限りは、刑法 35 条の正当な業務による行為に該当し、処罰対象とならないことを、より明確に規定したものと考えられている。また、上記の規定の帰結として報道関係者による、①夜討ち朝駆け、②複数回、頻繁にわたるメール、電話、直接の接触、③個人的関係などに伴うコミュニケーション又は飲食、④たまたま入室可能な状態となっていた部屋に入り、閲覧可能となっている状態のパソコン画面あるいは紙媒体の特定秘密を閲覧、⑤裏向きで机上に放置されている情報を裏返して閲覧、写真撮影を行うこと、⑥省エネモードになっているパソコンをワンタッチすることで起動して、パスワード等の設定されていないデータを閲覧、⑦特定秘密取扱業務者の関係者及び周辺者に対する取材、⑧特定秘密取扱業務者に関係の深い部局担当者への取材、⑨特定秘密を知得してであろう政治家への取材、⑩特定秘密取扱業務者の家族への取材、⑪適合事業者への取材等は、処罰対象とはならないと考えられている（平成 25 年 11 月 12 日衆・国家安全保障に関する特別委員会における森国務大臣答弁。）。

4 民事訴訟法 197 条 1 項該当性について

本問においては、出題の趣旨にあるとおり、民訴法 197 条 1 項 3 号の「職業の秘密」該当性が問題となる。ここにいう「職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるものをいう（最決平 12.3.10）。ただし、「職業の秘密」に当たる場合に、常に証言拒絶ができるわけではないと考える点にはあまり争いが無いものと思われる。NHK 記者事件もこれを前提に、「職業の秘密」のうち、「保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められる」とし、保護に値するか否かは、「秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられる」とした上で、具体的な判断基準として「当該報道が公共の利益に関するものであって、その取材の手段、方法が一般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるため、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得ることが必要不可欠であるといった事情が認められない場合には、当該取材源の秘密は保護に値する」と判示している。なお、このような比較考量については学説上批判があり、当該秘密の客観的性質を考慮して判断すべきとする見解も存在する。いずれにせよ、この考慮要素を全て答案に示せる必要はない。

第3 本問における答案構成について

- 1 以上のように、本問では、主に 4 つの争点が登場する。これを踏まえて、まずは、証言拒絶についての「X の立場からの憲法に基づく主張」を示してから、「それに対して想定される反論や関連する判例を踏まえて、あなた自身の見解」を述べることになる。ここで、「関連する判例」は、「あなた自身の見解」の文脈で述べるのが求められているような記載ぶりとなっている。もちろん、解説で紹介した判例は、当然に X も援用することができるものもある。ただし、本問のような三者間形式的な問題では、記載の重複はできる限り避けなければならない。そのため、争いない部分は X の部分で書いてしまってもよいが（例えば、報道の自由が憲法上保障されていることなど）、上記判例の詳細な法律論や当てはめは、私見で論じることになろう。
- 2 上記を踏まえて、「X の立場から憲法に基づく主張」で何をどの程度書くのかを確定する。構成に唯一無二の正解は存在しないし、出題趣旨のような順番を厳守しなければならないわけでもない。そのため、あくまで問題文の事実と問われ方を手掛かりとすることになる。問題文においては、民事訴訟における「職業の秘密」該当性が問われているのであるから、この解釈の中において、報道の自由→取材の自由→取材源秘匿の自由がいずれも「憲法上保障される」とした上で、そのような憲法上の自由は、X のようなフリージャーナリストにも保障されると述べた上で、X のインタビューに応じた者の名前は民訴法 197 条 1 項 3 号所定の「職業の秘密」に当たり、その結果 X の証言拒絶は認められるという主張をすれば足りることになろう。
- 3 次に、「それに対して想定される反論や関連する判例を踏まえて、あなた自身の見解」を述べることになる。まず中心となるのは、「あなた自身の見解」であることは明らかである。あとは、「反論」という項目を別立てするか否かである。別立てし

て書いてもよいが、本問では、反論を「踏まえて」という問われ方になっているため、私見のそれぞれの争点の冒頭において、問題提起のようなイメージを持って、簡潔に示すことでも足りるだろう。そして、上記のように、この私見部分で、判例を展開していくことが無難であろう。

〔出題趣旨〕

本問は、フリージャーナリストが民事訴訟において取材源について証言を求められた際にそれを秘匿することについて、憲法上の根拠の有無及び保護の範囲を問うものである。この問いに答えるためには、報道を行う上で不可欠の前提である取材の自由及び取材源秘匿について、それを享有する主体の範囲を含めて、判例及び学説の正確な理解とそれを事案に適用する能力とが必要である。

第一に問われるのは、取材の自由及び取材源秘匿の憲法上の位置付けである。判例（博多駅事件（最大判昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁））は、報道機関の報道は国民の知る権利に奉仕するものであり、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法第21条の保障の下にあるとする。取材の自由はその不可欠の前提であり、判例は「憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値いする」と述べる。そのため、学説においては、憲法第21条は取材の自由を直接保障していないとするものもあるが、表現の自由の一つとして憲法第21条の保障を受けるとする見解が有力である。また、取材源秘匿については「取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有する」と認められている（NHK記者証言拒絶事件（最判平成18年10月3日民集60巻8号2647頁））。

ただし、上記の各判例は、いずれも「報道機関」を対象としたものであり、フリージャーナリストの位置付けは、判例上明確に示されていない。そこで、その点をどう判断するかが第二の論点となる。報道は国民の知る権利に奉仕するもので、そのために、取材の自由は「報道機関」に対して特に認められたものである。しかし、「報道機関」の範囲をどう捉えるかは議論の余地がある。Xのようなフリージャーナリストに取材の自由の保障が及ばないとすれば、そうした区分の合理性が問題となり、実質的に報道機関としての性質を備えているかで判断するとすれば、「報道機関」としての性質をどう捉えるかが問題となる。

第三に、本問では、フリージャーナリストは、取材相手に対して民事上の守秘義務契約があると知りながら、それに反する行為を強く迫っており、これが正当な取材活動に当たるか否かが問題となる。この点については、外務省秘密電文漏洩事件（最決昭和53年5月31日刑集32巻3号457頁）における「報道機関といえども……取材の手段・方法が……一般の刑罰法令に触れる行為を伴う場合は勿論、その手段・方法が一般の刑罰法令に触れないものであっても、取材対象者の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪する等法秩序全体の精神に照らし社会観念上是認することのできない態様のものである場合にも、正当な取材活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる」との判示が参考になる。本問は、刑罰法令違反ではなく、民事上の守秘義務違反が問題となる事例であるが、上記判旨を踏まえ、かつ、本問で事実として示された取材の態様に照らして判断を示す必要がある。

最後に、民事訴訟法第197条第1項第2号は一定の職業について、職務上知り得た事実で黙秘すべきものであることを理由とする証言拒絶を認め、さらに、同項第3号で概括的に「技術又は職業の秘密に関する事項」について証言拒絶を認めている。フリージャーナリストは同項第2号に列举された職業には該当しないため、同項第3号による保護が及ぶかどうかの問題となる。これについて、判例（NHK記者証言拒絶事件）は「職業の秘密に当たる場合においても……直ちに証言拒絶が認められるものではなく、そのうち保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められ」、「保護に値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲となる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられる」とした上で、「報道関係者の取材源は、一般に、それがみだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になると解されるので、取材源の秘密は職業の秘密に当たる」としている。上記判旨をも踏まえて、結論を示す必要がある。

模範答案

- 1 第1 Xの立場からの憲法に基づく主張
- 1 民事訴訟法197条1項3号における「職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該職業に深刻な影響を与え、以後その遂行が困難になるものをいう。インタビューに応じた者の名前のような報道関係者の取材源は、それがみだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者との信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が困難になる。したがって、取材源の秘密は「職業の秘密」に該当する。
 - 2 そして、報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものである。したがって、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法（以下法令名略）21条1項により保障される。また、上記のような報道の自由の重要性に鑑みれば、報道行為の必然的前提としての取材行為についても、報道の自由の一環として21条1項によって保障される。さらに、取材の自由の実効性確保の点から、報道機関には取材源秘匿の自由が保障され、これはXのようなフリージャーナリストにも保障される。そうだとすれば、本件のようなXのインタビューに応じた者の名前という取材源の中核を担う情報については、その秘密の重要性が極めて高く、報道の自由の保障の実効性確保の点からも証言拒絶を認めるべきである。
 - 3 よって、Xの証言拒絶は認められるべきである。
- 第2 想定される反論や関連する判例を踏まえた私見
- 1 まず、取材の自由は、報道の内容をこれから作り出すための行為であることから憲法上の保障はされず、取材源秘匿の自由についても憲法上

- 2 の保障はされないとの反論が考えられる。
- 報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、少なくとも21条の精神に照らし、十分尊重に値するものである。そして、取材源秘匿の自由は、上記のような取材の自由を確保するために必要なものとして、重要な社会的価値を有しており、情報の自由な流通に対する公共的利益を保護することにつながる。したがって、取材源秘匿の自由も、少なくとも憲法上尊重されるべきものといえる。よって、上記反論は失当である。
- 2 次に、取材の自由や取材源秘匿の自由は、報道機関を前提とするものであるから、大手新聞社Aを退社し、報道機関によって設立されたB県政記者クラブに入会を認められていないXは、報道機関とはいえ、憲法上の主張として上記自由を主張できないとの反論が考えられる。
- 確かに、上記自由は報道機関に認められるものであるが、今日の情報通信技術の発展等に伴い、Xのようなフリージャーナリストの報道活動が容易となり、当該報道活動が、国民の知る権利に奉仕するものもあり得る。そこで、報道の自由が認められる報道機関については実質的に捉えるべきであり、不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることや、これに基づいて意見又は見解を述べることを職業その他社会生活上の地位に基づき、継続して行う者をいう。
- Aはインフルエンサーとして、環境問題について自らの関心に基づいて取材した客観的事実をインターネットの動画サイトという不特定かつ多数の者に瞬時に拡散することのできる媒体で発信し、環境問題に鋭く

3 切り込むことで意見又は見解を述べ閲覧数に応じた広告料で収入を得たり、取材をもとにノンフィクションの著作1冊を公表したりしており、客観的事実の発信を職業として継続して行う者といえる。したがって、Xは報道機関として報道の自由を享受する以上、取材の自由及び取材源秘匿の自由も享受する。よって、上記反論は失当である。

3 次に、Xのインタビューに応じた者の名前が「職業の秘密」に当たるとしても、本件Xの取材活動は正当な取材活動の範囲を超えている以上、証言拒絶は認められないという反論が考えられる。

ある秘密が「職業の秘密」に当たる場合においても、公正な裁判の観点から、そのことから直ちに証言拒絶が認められるものではなく、そのうち保護に値する秘密についてのみ証言拒絶が認められると解すべきである。そして、保護に値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられる。

これを本件についてみると、Xが動画サイトに投稿した動画は、SDGsに積極的にコミットしていることで知られる家具メーカー甲が濫開発による森林破壊が国際的に強い批判を受けているC国から原材料となる木材を輸入し、日本国内で加工し製品化しているのではないかを追及する内容であるから、報道内容が公共の利益に関するものであることは明らかである。したがって、当該取材源の秘密の社会的価値は極めて大きく、秘密の公表によって生じる不利益も大きい。

もっとも、Xは乙の工房に通い詰めたばかりか、乙が家族と住む自宅

4 にまで執ように押し掛け、「あなたが甲の行為を黙認することは、環境破壊に手を貸すのも同然だ。保身のためなら環境などどうなっても良いという、あなたのそんな態度が世間に知れたら、エコロジー家具の看板にも傷がつく。それでいいのか。」などと強く迫り、エコフレンドリーという評判が低下し工房経営に悪影響が及ぶことを匂わせ、乙のインタビューを敢行している。しかし、上記Xの上記行為自体及び乙の守秘義務違反自体は刑罰法規に触れるようなものではない。そして、Xは当初甲と乙が必要不可欠であるところ、企業秘密や守秘義務違反を理由に拒否されたことからやむを得ずに上記行為に及んでいるし、乙に迫った際の言辞も、あくまで今回の取材内容が環境破壊という公益性のある事項であることを伝えた上で、乙の今後の業務の影響についての意見を述べた主張がされているにすぎず、取材対象者である乙の個人としての人格の尊厳を著しく蹂躪するものともいえない。したがって、Xの上記のような取材活動は正当な取材活動の範囲内といえ、違法性を帯びるものではない。さらに、甲の提起した訴訟は、乙に対する守秘義務違反に基づく損害賠償請求に過ぎず、このような民事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であり、公正な裁判の実現の要請の下、当該証言を得ることが必要不可欠であるともいえない。そうだとすれば、証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正の要請はさほど大きくない。したがって、Xのインタビューに応じた者の名前は、保護に値する秘密であるといえる。

4 以上より、Xの証言拒絶は認められるべきである。 以上